

A.ベトナムの移転価格情勢

ベトナムの移転価格情勢は、過去 5 年間で急速に変化しています。あらゆる業種の企業に対する移転価格検査は、2010 年にベトナムの移転価格法の改正版が交付された後、もしくは Circular 117/2005/TT-BTC (Circular117) に代わる Circular 66/2010 / TT-BTC (Circular66) が 2006 年に導入されて以来、上昇し続けています。この傾向は、ベトナム政府が 2012-2015 年次国家行動計画を設定し、年次税務調査の 20%は移転価格文書の審査に当てると宣言して以来、伸び続けています。

年次国家行動計画の導入以来、地方税局と税務総局 (GDT) によって、関係当事者間取引に注目した監査が複数行われました。税務総局の税制の最新化を行う部署に試験的に作られた特別チームが、公式の移転価格検査を任せ、地方税務監査役の業務サポートもしました。チームはわずかな移転価格検査のみ公表しましたが、どれも効果は絶大でした。2013 年第 4 期から 2015 年の第 4 期までの 29 ケースで、約 67,000 億 VND (約 319,000,000USD) の最終調整があり、1 ケース平均 11,000,000USD という結果になります。

2015 年 9 月、税務総局は、局内と、主要 4 地域ーハノイ市、ホーチミン市、ビンズン省、ドンナイ省に、公式の移転価格検査班を立ち上げました。これは移転価格の試験施行期間から、税務調査と歳入徴収への正式かつ系統的なアプローチへ移行したことを意味しています。またこれは、移転価格実施に際する溝を埋めるためのベトナム税務局の決意と積極性を示唆しています。

B.遵守要件

1.関係当事者の定義

所有権・管理規制基準に加え、ベトナムの移転価格規制は経済統制基準も含んでおり、それによれば、一方が、他方の生産品の製造・輸送に使用する原材料、供給品、資金の総価値の 50%を、直接もしくは間接的に管理している、または、他方のいかなる製品の利益の 50%以上を直接もしくは間接的に管理している、もしくは、双方が契約に基づき事業の共同経営に同意した場合、双方は“関係当事者”と判断されます。

2.確定申告の開示

企業は、移転価格の年次申告用紙を年次企業所得税確定申告と共に、年度末から 90 日以内に提出することが決まっています。

移転価格の申告用紙内で開示すべき内容は、取引の種類と価格、移転価格の方法、当事者の名前、国籍、税番号 (該当する場合) 、そして住所です。2014 年 1 月 1 日に実施された最新の用紙 (Form 037/TNDN) 内では、自己査定調節が必要です。用紙内の情報がかなり簡潔である一方、その情報を補足するために必要な書類は複雑なことがあります。

2006年以降、移転価格の年次申告用紙の提出は、全運営年度、強制です。企業は移転価格検査に備えるため、この手続きを遵守することが非常に重要です。

3.移転価格文書化を同時に

移転価格の申告用紙の提出と共に、企業は関係当事者間取引の価格決定を支えるため、必要十分な移転価格文書を作成しておく必要があります。この書類は通常、企業と関係当事者の情報、業種情報、機能分析、選択・実施に至った最適な移転価格方法の情報を含みます。この書類は、関係当事者間取引が行われると同時に準備される必要があります。移転価格の年次申告用紙内で開示される基本書類となるだけでなく、税務調査／移転価格検査から企業を守るためにも重要です。

企業の移転価格文書は、書面通知があった場合のみ、ベトナム語で税務局に提出が必要です。提出は、書面通知を受け取ってから 30 日以内で、延期は 1 回のみ、30 日間までです。移転価格検査中、移転価格文書と関連する補足書類の提出は、もっと短い時間で済むことがあるのが実際です。

加えて、関係当事者間取引ごとに補足書類を作成しておく事は、企業の移転価格に置ける立ち位置を守るためにも重要です。これらの補足書類には非常に細かい内容が記されており、合意書、報告書、請求書、税計算、納税、税額査定に関わる書類を含みます。

C.事前確認制度 (APA)

事前確認制度に関する詳しい規制は、2014 年 2 月 5 日に実施された Circular 101/2013/TT-BTC に載っています。(Circular 101)

事前確認制度のもとでは、納税者は、関係当事者間取引 5 年以下に関して、方法と公正妥当な価格を、税務局と事前に合意します。事前確認制度はさらに 5 年延長される可能性があり、話し合いは片務的 (1 税務局) であったり、双務的 (2 箇所の管轄の税務局) 、さらに多くの話し合い (3 箇所以上の管轄の税務局) にもなります。2 つ以上の税務局との話し合いになるかどうかは、ベトナム

ムが租税条約を結んだ国の機関との話し合いによって決まります。

Circular 201 は、ベトナムの事前確認制度プログラム内で指針と手続きの概要を載せています。事前確認制度に対応するための費用はでません。実際のところ、事前確認制度の申請過程にかかる時間 (事前相談含め) は、どんな情報が揃っているかによりますが、全部で約 9 ヶ月から 1 年以上にもなります。事前確認制度の過程では、納税者は (年次企業所得税確定申告と年次移転価格申告用紙と共に) 、事前確認制度の取引条件遵守のしるしとして、年次事前確認報告書の提出を求められます。納税者には、特別な報告書の提出も要求される可能性があります。

事前確認制度の事例がいくつか提出され、現在、総税務局内の指定チームによって議論されています。

D.危険性の高い領域

1.移転価格検査の対象になりやすい企業

企業は、税務署員によって個別に、そして／もしくは税リスク査定ソフトウェアによって、税務調査と移転価格検査の対象に指定されます。最新版では 5 カテゴリー内で 20 つの質・定量的区分がされています。各企業は地方税局に 1 から 4 までの印を付けられ、危険レベルの判定のためにシステム内に記録されます。自動判定に加え、デスクレビューと地方税務局内の情報を基に、手動選択も幅広く行われています。

徴税の強い圧力と調査事例数から判断して、地方税務局は会計年度の時期にいつでも、移転価格検査対象としていかなる企業も指定する可能性があります。検査内容は様々ですが、通常、企業が移転価格ハイリスクと見なされている場合、移転価格検査が含まれています。

移転価格検査の対象となる企業の一例：
> 基幹産業の企業
> 事業拡大を続ける赤字企業
> 高額税還付がある企業
> 長期間検査を受けていない企業
> 多くの税優遇措置を受けている企業
> 税に関する問題が複数ある、もしくは以前の検査で多くの調整があった企業

業界で主要な役割を果たし、赤字が続くにも関わらず事業拡大を続ける企業は、通常、検査対象リストのトップに名が挙げられます。しかし、黒字企業であっても、移転価格検査を受け、調節を行う

ことになった事例がいくつかあります。最近移転価格検査を受けた業界は、縫製産業、製造業、ソフトウェアサービス、不動産、金融サービスそして貿易にまでわたります。

2.グループ間サービス料

サービス料は、業務運営に必要な不可欠かつ合理的で、有効な領収書、契約書、その他関連する補足書類が揃っている場合は、ベトナムでは控除されます。ベトナムの税務局は、サービス料に対し、法人税 (所得控除) の観点からだけでなく、移転価格 (公正取引) の観点からも、挑戦してきました。従って、納税者は、サービスの実際の領収書と利益だけでなく、請求の根拠 (例えば基準研究や移転価格文書化) を明確にしている証拠の提示を求められます。

非居住者に支払われるサービス料は控除可能です (要補足書類) が、源泉課税によります (適切な租税条約による免除がない限り) 。

3.印税

印税処理は、高価値 (中央値以上) の場合、また／もしくはは基準研究によって支持されていない場合に検証されます。

非居住者への公正妥当な印税は控除可能ですが、源泉課税によります (減額を可能にする租税条約がない限り) 。

4.管理手数料

ベトナムの恒久的施設から海外企業に支払われる管理手数料が控除されるかどうかは、法人税 (CIT) 法に基づく割当方式によります。サービス取引が関わっている場合、左記の割当方式と、実際のところ管理手数料はホテル、レストラン、カジノなどの限られた分野にだけ関連しているので、通常“管理手数料”よりも“サービス料”という言葉のほうが、ベトナム税務局にとって聞こえがいい名前です。

E.移転価格検査の最重要点

1.調査の対象期間

近頃の多くの移転価格検査の対象期間は、会社設立日から最近 3〜5 年までです。2006 年以降の期間が対象で、以前完了している税務調査と重なる場合もあります。

2.租税効果と刑罰

移転価格検査による調節の租税効果は通常、明確です。直接の影響は、付加所得税の賦課、損失低減、税優遇措置の集計期間の変更、そして／もし

くは税優遇措置制度、など。加えて、最近の検査例によれば、間接的影響の可能性も顕著にあります。間接的影響は、付加価値税還付の不認可、税額控除の低減、贈与税、税関審査と調節を含みます。事例ごとに、追納や税制上の罰則が科せられます。

納税者に明らかな脱税が発覚した場合には、刑事訴訟が起こる場合もあります。未払いの税金が300,000,000VND（約15,000USD）以上の場合、納税者には刑事訴訟に従い税制上の罰則が科せられます。

3.類似業種に関する機密情報

税務総局には、ローカル企業を使った、特定業種の利幅に関するデータベースがあります。これは企業との交渉や、移転価格検査中に調整する際の判断材料として使用されます。

4.移転価格検査と交渉過程でどのように対応するか

実際のところ、念密な事前準備と税務局との交渉実務経験が、移転価格検査に満足いく結果をもたらす重要材料となります。事前準備とは、検査前の計画立て、実際に検査を受けた際は提出に間に合うよう、既存の書類システムの見直しと強化（必要部分）を含みます。

5.お勧めすること

ベトナムに存在する企業は、急速な変化と発展を遂げるベトナムの移転価格規制の全体像に常に敏感であり、潜在移転価格リスクとベトナム税務局の検査に対応するため、率先して手を打つ事をお勧めします。最低限、企業は以下の点を確実にしておくべきです：

- 年次移転価格開示書類を適正時期に提出。
- Circular66 に従った移転価格文書を同時に準備・維持しておく。
- ベトナムの移転価格規制、また最良の国際慣例と矛盾がないように、最近の移転価格のポリシーもしくは構造の見直しと再設計（必要部分）を行う。

上記の内容は、パートナー、スタッフそして指定のお客様限定の一般情報としてご提供いたしますが、DFDL/Quanter Global からのプロフェッショナルアドバイス・サービスではございません。DFDL/Quanter Global は、上記内容の依拠によるいかなる損失の責任も負いかねます。特別な問題が実際に発生した場合、該当する法律と規制を参照し、適切なアドバイスをお受けください。

DFDL Vietnam は全ての部門・分野の法務・税務サービスをご提供いたします。移転価格サービスに関しては、DFDLは重要提携先として Quanter Global と協力しています。あなたの会社の移転価格のニーズや義務を話し合い、実践的かつ経済的な解決策をご提案いたします。

連絡先

Tu Ha – Senior Manager
T: +84 919 25 0086
E: tu.ha@dfdl.com

Phuong Nguyen – Manager
T: +84 939 02 8711
E: phuong.nguyen@dfdl.com

Steven Carey – Managing Director (Asia)
T: +852 9516 2830
E: s.carey@quanteraglobal.com

Grace Molina – Executive Director (Asia)
T: +8496 657 3070 (Vietnam)
E: g.molina@quanteraglobal.com

DFDL について

1994年設立、DFDLはエマージング・マーケットに特化し、メコン地域（カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム）、バングラデシュ、シンガポール、そして東アジア、東南アジアを中心に発展させた地域法務、税務、投資に関する専門知識を備えた一流国際法律事務所です。アジア11箇所のオフィスの140名以上の地域・外国人弁護士とアドバイザー、インドネシアとフィリピンの提携法律事務所が、ユニークな価値あるご提案と革新的な解決策をお客様にご提供いたします。

- バンキング／ファイナンス
- コーポレート／M&A
- エネルギー／鉱業／インフラ事業
- 不動産／建築
- 税

詳細：www.dfdl.com

Quanter Global について

Quanter Global は世界トップレベルの独立移転価格顧問会社です。

Quanter Global チームは、信頼できる移転価格の専門家集団と、世界各地の重要国に属す提携先の広大なネットワークによって構成されています。私たちのオフィスは戦略的に選ばれた主要都市、

アムステルダム、アントウェルペン、バンコク、ブリスベン、ケルン、アイントホーフェン、ジェノヴァ、ハノイ、ホーチミン、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、マイアミ、ミネアポリス、上海、シンガポール、シドニーそして東京に位置しています。

詳細：www.quanteraglobal.com



ベトナム移転価格の最重要ポイント
2016年1月